

## 日本弁理士会協賛セッション

### ◆ 第四次産業革命関連発明の適切な保護について ◆

#### 【概要】

本セッションでは、平成 31 年度の特許委員会第 3 部会（ソフトウェア部会）で検討された「第四次産業革命時代における C S 関連発明の各国対応」を中心に、第四次産業革命関連発明の適切な保護を図るために是非とも知っておいていただきたい情報について説明する。

近年、AI や IoT 等に代表される第四次産業革命による産業界の在り方の大幅な変化に合わせて、AI 技術、自動運転技術、各種認証技術等、従前の C S（コンピュータソフトウェア）関連発明とは一線を画する 新たなジャンルの C S 関連発明（いわゆる「第四次産業革命関連発明」）が数多く出願されている。このような第四次産業革命関連発明に関しては、情報処理技術を基本にしつつも、農業、福祉、飲食業など、情報処理とは縁遠いとされてきた分野も含めて創出されていることも、特徴の一つである。さらに、知財のグローバル戦略に伴って、一つの発明について数国に特許出願がされる「グローバル出願」も活発に行われており、その勢いは、当然のように第四次産業革命関連発明にも波及している。特に今年に至っては、コロナ禍の影響もあり世界中の至るところで情報化が急ピッチで進んでいることから、第四次産業革命関連発明の創出は今後も世界中で加速し続ける可能性が高い。

一方で、グローバル出願を受け入れる各国では、特許制度という基本を一にする制度を採用しながらも、実際には各国独自のプラクティスで審査が行われ、その結果、同一の発明であるのに、国によって登録クレームが異なったり、あるいは登録されなかったりと、ばらつきが生じることが多々ある。そのため、グローバル出願に際しては、各国のプラクティスを理解した上で、最良の対応を模索していく必要がある。このように、ただでさえ高いスキルが求められるグローバル出願であるが、第四次産業革命関連発明についての出願となれば、殊更にその難易度が上がる。

結果的に、第四次産業革命関連発明のグローバル出願にて適切な保護を図るには、様々なハードルがあり、取得できる権利を取り損ねたり、権利を取得できても活用しにくい権利になってしまったり、そもそも出願人がグローバル出願を躊躇したりすることにもつながる。

特許委員会第 3 部会では、このような問題に鑑みて、第四次産業革命関連発明のグローバル出願を行う際に、どのような対応をとり得るのかを見出すべく、「第四次産業革命時代における C S 関連発明の各国対応」についての検討を行った。具体的には、第四次産業革命関連発明について、ファミリーである各国（日本、米国、欧州、中国）の登録クレームを調査し、その比較を行うことで登録クレームの差異を抽出し、当該差異について分類を行った上で、登録クレームがばらつきに至った経緯を体系的に整理した。

本セッションでは、その検討結果を紹介する。なお、本セッションの資料は本講演者により編集がなされたものであり、本講演の内容は日本弁理士会としての公式見解ではない点に留意いただきたい。

## 日本弁理士会協賛セッション

### ◆ 第四次産業革命関連発明の適切な保護について ◆

#### 【講演者】

(1) 仲石 晴樹 (弁理士)

日本弁理士会特許委員会 副委員長

神戸大学理学部物理学卒業

弁理士登録 (2010年)

特定侵害訴訟代理付記登録 (2011年)

国内特許事務所 (2003年～)

I Pシード特許事務所 (2020年～)

(2) 武田 雄人 (弁理士)

日本弁理士会特許委員会 委員

広島市立大学大学院情報科学研究科修士課程修了

弁理士登録 (2016年)

特定侵害訴訟代理付記登録 (2019年)

株式会社リコー (2008年～2016年)

特許業務法人志賀国際特許事務所 (2016年～2019年)

ミネベアミツミ株式会社 (2019年～)

以 上